

「村山最上地域食の安全・安心推進連絡会議」設置要領

第1 目的

食品安全行政を的確に推進するためには、国民の健康の保護を最優先に取り組むことはもとより、消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給及び安心・信頼を確保するための施策づくりがますます重要な課題になっています。

そのため、行政・生産者・事業者等の「食の安全に関する取組」が、国民に「安心・信頼」として実感されるよう、正確でわかりやすい情報を提供し関係者の懸念や意見が施策に反映されるようリスクコミュニケーションを推進していく必要があります。

このことから、村山最上地域の食の安全・安心推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、食の安全・安心のための意見交換の場とする。

第2 構成

- (1) 連絡会議は、消費者、生産者、食品産業関係者、関係行政機関をもって構成する。
- (2) 議長は、主催者である山形農政事務所地域第二課長がつとめる。
- (3) 事務局は、山形農政事務所地域第二課に置く。

第3 運営

連絡会議は、食の安全・安心に関する意見交換を行う場として、適宜開催する。また、構成員からの要請に基づき、開催することができるものとする。

第4 取組内容

- (1) 食の安全・安心に関する施策の普及・啓発に関する事項。
- (2) 食の安全・安心に係る情報の収集・提供に関する事項。
- (3) 食のリスク情報の的確な受発信に関する事項。
- (4) その他「食」に関する事項。

附 則 この要領は、平成16年12月21日から施行する。